

官報

号外 令和四年三月三日

○第二百八回 衆議院会議録 第八号

令和四年三月三日(木曜日)

議事日程 第五号

令和四年三月三日

午後一時開議

第一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)
雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
出)の趣旨説明及び質疑

○議長(細田博之君) 日程第一、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長上野賢一郎君。

〔土野賢一郎君登壇〕
警察法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○上野賢一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、関東管区警察局に、全国を管轄区域として警察庁の所掌事務のうち重大サイバー事案に對処するための警察の活動に関する事務を分掌させることとします。

○議長(細田博之君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本案は、委員長報告のとおり可決いたしました。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
○議長(細田博之君) この際、内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣後藤茂之君。

○国務大臣(後藤茂之君) ただいま議題となりま

した雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用に大きな影響を与える中、雇用の安定と就業の促進

せるほか、警察庁にサイバー警察局を設置する等の改正を行ふものであります。

本案は、去る二月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日二之湯國家公安委員会委員長から

趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、三月二日に質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本案は、委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本案は、委員長報告のとおり可決いたしました。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、雇用保

業について、その機能強化と事業運営の適正化を図るため、労働者になろうとする者に関する情報

を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制

の創設や、募集情報等提供事業を行う者に対する

求人等に関する情報の的確な表示等の義務づけを行ふとともに、必要な指導監督規定の整備等を行

うこととしています。

第二に、職業安定法における募集情報等提供事

業について、その機能強化と事業運営の適正化を

図るため、労働者になろうとする者に関する情報

を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制

の創設や、募集情報等提供事業を行う者に対する

求人等に関する情報の的確な表示等の義務づけを行ふとともに、必要な指導監督規定の整備等を行

うこととしています。

第三に、職業能力の開発及び向上の促進のた

め、地域の実情に応じた取組が適切かつ効果的に

令和四年三月二日

衆議院会議録第八号

雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する井坂信彦君の質疑

一一

実施されるよう、都道府県の区域ごとに関係者による協議会を組織する仕組みの創設等を行なうこととしています。

第四に、雇用保険財政について、令和四年度の保険料率を激変緩和のため引き下げるとともに、雇用情勢や雇用保険財政に応じ、失業等給付に係る国庫負担を機動的に行なえる仕組みを導入するなどの措置を講ずることとしています。

加えて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国庫負担の特例措置を継続するとともに、積立金から雇用安定事業費に充てたために借り入れた金額について、一定の範囲内で返済の猶予を可能とするなどの措置を講ずることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和四年四月一日としています。

(拍手)

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣)

提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。井坂信彦君。

(井坂信彦君登壇)

○井坂信彦君 神戸から参りました井坂信彦です。

立憲民主党・無所属を代表して、雇用保険法等一部改正案について質問及び提案いたします。(拍手)

冒頭、ウクライナとコロナ対策について、数点伺います。

一昨日に我が党の泉代表がウクライナ大使と会談した際に、難民の受入れなどを支援を求められました。昨晩遅くに総理は難民の受入れを表明されました。野党共同で、難民保護法と入管法の改正案を提出し、国際法違反と批判

を受けている人権管理、難民認定制度の抜本的な見直しを提案しています。

これまでの難民とは性質、人数共に異なる避難民の受入れについて、基本方針や留意すべき点を伺います。

また、ウクライナから避難してくる日本人やウクライナ人などを国内に受け入れる際に、心のケアや生活、仕事のケアなどを検討すべきでないか、外務大臣の御見解を伺います。

台湾がウクライナに医療物資の無償提供を行っています。日本もすぐ医療物資を送るべきだと思いますが、先月末に総理が表明した一億ドルの緊急人道支援の枠内で、すぐに実行できないでしょうか。

一昨日の国会決議を受けて、政府はウクライナに対する支援を最大限行うよう、強く要望いたしました。

次に、コロナについてですが、蔓延防止の重点措置を解除した沖縄県など、感染者数が再び増加に転じる県が出始めています。第六波が高止まりしましたまま次の第七波に突入する危険性について、厚生労働大臣の御見解を伺います。

それでは、本論の雇用保険法等一部改正案に入ります。

今回の法改正は、基本手当の特例の継続、地域延長給付の継続、休業支援金の継続、そして雇用調整助成金と休業支援金の費用の一部を一般会計負担とする特例の継続、さらには失業給付に国庫繰入れができる特例の継続などなど、労働者側の代表である連合の主張も數多く盛り込まれ、この点については評価するものです。

一方で、コロナで著しく悪化した雇用保険の財政に対して、保険料は引き上げるのに、国庫負担は本則の更に十分の一に引き下げたまま据置きとされています。

いうのは、すんなり受け入れるわけにはまいります。国庫負担を引き上げない代わりに、雇用情勢や雇用保険財政の悪化に応じて機動的に国庫からの繰入れが行われる仕組みが新たに設けられます。この機動的繰入れが本当に必要なタイミングで十分に行われるのか、労働者のための仕組みとなるのか、これが本法案の最大の争点であると申し上げて、質問に移ります。

失業保険は、一九四七年、生活協同組合の元祖と言われる神戸の賀川豊彦なども関わって制度化されました。当初は国庫負担が三分の一でした

が、昭和三十四年に四分の一となり、積立金が約五兆円となつた平成十九年には本則の四分の一の更に五五%、平成二十七年には積立金が過去最高の六兆四千億円となって、平成二十九年からは本則四分の一の一〇%、すなわち四十分の一にまで国庫負担が減らされました。

同様に、労働者と企業の保険料も本則である料率から引き下げられて、積立金は、平成二十七年の六兆四千億円から令和元年には四兆四千億円とあります。

四年間で二兆円も減り、今回のコロナで一気に底をついてしまいました。

まず、国庫負担の水準について質問します。今回の法改正では、労働者と企業の保険料だけを本則である〇・八%に引き上げるための経過措置が盛り込まれています。一方、令和二年三月の厚生労働委員会の附帯決議には、雇用保険の国庫負担については早期に本則に戻すこと、国庫負担率の引下げは令和三年度までに厳に限った措置とすることと書き込まれています。

保険料を本則の〇・八%に戻すのであれば、国庫負担も本則である四分の一に戻すのが当然だと考えますが、見解を伺います。

そもそも、失業給付の国庫負担を四十分の一とした数字の根拠は何でしょうか。せめて、保険料が〇・二%から〇・八%へ四倍となるのに合わせて、国庫負担も現状の四十分の一から四倍となる十分の一に引き上げるという考え方もあり得たと思いますが、国庫負担が四十分の一のままでよいと判断した数字の根拠をお答えください。

国庫負担の本則は四分の一のまま変えるべきではありませんが、閣法では、失業給付の受給者数が七十万人以上になることが国庫負担を本則である四分の一に戻す条件の一つとされています。七十万人の根拠は、近年の受給者数が三十七万人から八十五万人の間で推移してきたため、その中間値の六十万人とリーマン・ショック時の八十五万人の中間程度の水準として設定をしたとのことであります。

しかし、リーマン・ショックを除けば、ここ十

てまいります。

雇用保険の国庫負担水準についてお尋ねがありました。

雇用保険財政については、コロナ禍の対応により極めて厳しい状況にあることから、令和三年度補正予算において、一般会計からの約二・二兆円の繰入れを実施し、また、今般の法案において、保険料、国庫負担の両面から見直しを行うこととしているところです。

具体的には、雇用保険料率は、原則千分の八であるところ、令和四年度における激変緩和措置として、年度前半を千分の二、後半を千分の六とし、国庫負担については、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた仕組みとするため、雇用情勢及び雇用保険財政が悪化したときには四分の一、それ以外のときには四十分の一とした上で、これに加えて、機動的に国庫からの繰入れを可能とする仕組みを常設化することとするものです。

政府としては、雇用保険制度のセーフティネット機能を果たすため、このような仕組みにより、雇用保険財政の安定的な運営を確保する必要があると考えております。

国庫負担の水準の根拠についてお尋ねがありました。今般の改正においては、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた国庫負担割合を設定することとしておりますが、このうち、四十分の一の負担割合については、現行の国庫負担割合を基にしており、雇用情勢等にかかわらず、政府の経済政策、雇用政策の結果としての失業の発生に対する国の責任を継続的に果たすために設定したものです。

国庫負担の割合の設定に係る受給者実人員の基準についてお尋ねがありました。

御指摘の受給者実人員七十万人という水準は、雇用保険料率を設定するに当たっての基本想定としている六十万人と、近年で最も高い水準である八十五万人の中間程度の水準をもつて設定しているものです。

受給者実人員は、今般のコロナ禍においても、雇用調整助成金等の積極的活用などの効果もあって、大きく増加しておりませんが、過去の雇用情勢等を踏まえると、この七十万人という水準は、今後においても十分に想定され得るものであると考えています。

積立金から貸出しを行った場合の国庫負担割合の設定基準についてお尋ねがありました。失業等給付の国庫負担割合を判定するに当たっては、その支出額に直結する失業手当の受給者実人員の動向により雇用情勢の状況を測ることが適当と考えています。

なお、現在、雇用調整助成金のための積立金からの貸出などにより厳しい財政状況に陥つてしましました。今般の改正においては、雇用保険臨時特例法に基づき、令和三年度補正予算において、一般会計からの繰入れを実施しました。また、今般の法案においても、こうした一般会計からの繰入れ規定を継続することとしています。

雇用保険制度における国庫負担割合を設定することについてお尋ねがありました。雇用保険制度における国庫負担割合の設定に係る受給者実人員の基準についてお尋ねがありました。

しているのは、雇用保険の保険事故である失業は、政府の経済政策、雇用政策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきとの考え方によるものです。この考え方については、今回の改正によつて変わるものではないと考えています。

具体的には、今回の国庫負担に係る改正は、新たな国庫繰入規定を創設するなどにより、雇用情勢等に応じて機動的な財政運営ができる枠組みを新たに設けるものです。こうした仕組みを適切に運営するとともに、総合的な雇用政策を効果的に推進してまいりたいと考えています。

雇用保険制度における今後の給付水準についてお尋ねがありました。今般の法案においては、コロナ禍からの回復途上にあることも踏まえて、雇い止めの方の給付拡充などの暫定措置については継続するとともに、その財源確保については、失業等給付の保険料率を本年十月から〇・六%としたところです。また、令和三年度補正予算において、当面の雇用調整助成金の財源確保及び雇用保険制度の安定運営のため、二・二兆円の一般会計からの繰入れを実施したところです。

今後の雇用保険制度における具体的な給付水準については、弾力倍率が一を下回る場合の国庫繰入れについてお尋ねがありました。今般の法案において新設する機動的な国庫繰入れについてお尋ねがありました。次に、弾力倍率が一を下回る場合の国庫繰入れについてお尋ねがありました。規定期の運用に当たっては、労働政策審議会の報告書において、保険料の本則を超えた引上げができる弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の支払いに支障が生ずるおそれがある場合等において、機動的な国庫繰入れにより対応すべきであるとの考え方を示されています。

厚生労働省としては、こうした議論を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

今般の法案において新設する機動的な国庫繰入れについてお尋ねがありました。次に、弾力倍率が一を下回る場合の国庫繰入れについてお尋ねがありました。規定期の運用に当たっては、労働政策審議会の報告書において、保険料の本則を超えた引上げができる弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の支払いに支障が生ずるおそれがある場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入れが行われるべきであるとの考え方を示されています。

厚生労働省としては、こうした議論を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

ついてお尋ねがありました。

一般的の法律において新設する機動的な国庫繰入規定は、失業等給付に係る保険料率が法律上の本則である千分の八である場合に加えて、翌年度にこの保険料率が千分の八となる場合や、雇用情勢や雇用保険財政が急激に悪化した場合も対象となるよう、政令で定める予定です。

この規定の運用に当たっては、労働政策審議会の報告書において、保険料の本則を超えた引上げが可能である弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の支払いに支障が生ずるおそれがある場合等において、機動的な国庫繰入れにより対応すべきであるとの考え方を示されています。

厚生労働省としては、こうした議論を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

今般の法律において新設する機動的な国庫繰入れについてお尋ねがありました。次に、弾力倍率が一を下回る場合の国庫繰入れについてお尋ねがありました。規定期の運用に当たっては、労働政策審議会の報告書において、保険料の本則を超えた引上げができる弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の支払いに支障が生ずるおそれがある場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入れが行われるべきであるとの考え方を示されています。

厚生労働省としては、こうした議論を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

次に、雇用調整助成金の支払いに支障が生ずるおそれがある場合の国庫繰入れについてお尋ねがありました。

機動的な国庫繰入規定の運用に当たっては、労働政策審議会の報告書において、コロナ禍において雇用調整助成金等の支出額が増加し、積立金から二事業への貸出額を増加しなければ雇用調整助成金等の支払いに支障が生ずるおそれがあり、かつ積立金の残高が不足している場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入れが行われるべきであるとの考え方が示されています。

厚生労働省としては、こうした議論を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

次に、財政運営における積立金の水準の確保についてお尋ねがありました。

雇用保険財政については、保険料及び国庫負担により、将来にわたって安定的な経営を確保し、予期せぬ景気変動に伴う雇用情勢の悪化が生じたとしても十分対応できるものとしておくことが重要であると考えています。

政府としては、今回の保険料及び国庫負担の見直しにより、雇用保険財政の安定的な運営を確保していきたいと考えています。

次に、労働政策審議会の意見の尊重についてお尋ねがありました。

今般の法案について、労働政策審議会にその要綱を諮問した際、公労使一致した意見として、今回新たな国庫負担の仕組みを導入したとしても、雇用保険財政の立て直しに向けてまさにこれから取り組んでいく状況であることから、雇用保険事業における諸給付及びその費用の負担の在り方にについて、引き続き、労働政策審議会において総合的に検討を行うべきであるとの意見が付された上で、こうした意見を厚生労働省が最大限尊重する

ことを前提に、法案要綱について、おおむね妥当とされたところです。厚生労働省としては、この趣旨をしっかりと受け止め、適切に対応してまいります。

次に、子育て支援制度としての育児休業給付についてお尋ねがありました。

子育てに係る経済的負担の軽減策としては、児童手当の支給、三歳から五歳までの幼児教育、保育の無償化、妊婦に対する健康診査、様々な支援を実施しているところです。

今後とも、こうした様々な支援策を組み合わせることにより、多様化する子育て家庭のニーズに応じた支援を進めてまいります。

その上で、子供政策を強力に進めるために必要な安定財源の確保について、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進め、確保に努めてまいります。

改正法案では、御指摘のリスクに備える観点から、失業等給付の積立金からの借入規定を令和六年度まで延長することとした上で、仮に借入れが生じた場合には、返済の在り方について検討する改正案では、御指摘のリスクに備える観点からも取り組んでまいります。

今回の職業安定法の改正案については、職業紹介や募集情報等提供などの雇用の仲介を前提にしたルールを定めたものですが、雇用以外の仕事を仲介する事業者も参考とすることができるよう、法案の丁寧な周知に努めてまいります。

また、フリーランスで働く方の保護について、フリーランスで働く方の保護について、関係省庁と連携し、二〇二一年三月に策定したフリーランスガイドラインの周知を図るとともに、仲介事業者を利用している場合も含め、フリーランスの取引上のトラブルについてワанс

す。

次に、求職者支援制度についてお尋ねがあります。

○国務大臣(林芳正君) ウクライナから避難される方々のケアや受入れについてお尋ねがありました。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みとして、国際秩序の根幹を搖るがす行為であります。

この国難に直面するウクライナの人々に対し、周辺国に避難される方々への支援を含め、国際機関経由で一億ドルの緊急人道支援を行うことを既に発表しております。

また、国際社会におけるこの重要な局面において、ウクライナの人々との連帯を更に示すべく、ウクライナから第三国に避難された方々の我が国への受け入れも今後進めてまいります。

まずは、御親族や知人が日本にいらっしゃる方々について受け入れることを想定しておりますが、それとどまらず、人道的な観点からも対応してまいります。

また、避難される方々へのケアについても、関係省庁と連携の上、検討してまいります。

次に、ウクライナへの人道支援についてお尋ねがありました。

今回のウクライナ情勢を受けて、国連から、主に保健医療、食料、難民、避難民の保護といった分野で、ウクライナの国内向け及び周辺国向けの支援要請が出されております。

この国連の支援要請も踏まえ、UNHCR、ユニセフ等の人道関係国際機関と、医療物資も含

め、具体的支援内容を調整しておるといひでござります。(拍手)

〔国務大臣古川禎久君登壇〕

○国務大臣(古川禎久君) 井坂信彦議員にお答え申し上げます。

ウクライナからの避難民の受入れに関する基本方針などについてお尋ねがありました。

我が国では、困難に直面するウクライナの人々のための支援に力を尽くし、我が国への避難民の受入れを進めていきます。

まずは、我が国に親族や知人がいる方を受け入れることを想定していますが、それとどまらず、人道的な観点から対応していきます。これについては、関係省庁と連携の上、早急に検討し、積極的かつ適切に対応すべきと考えており、出入国在留管理庁に対応して必要な指示をいたしました。

今後、政府全体での検討を踏まえまして、適切に対応してまいります。(拍手)

○議長(細田博之君) 池下卓君。

〔池下卓君登壇〕

○池下卓君 日本維新の会、池下卓でございます。

ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、日本維新の会を代表して質問いたします。(拍手)

まず冒頭に、一般のロシア政府によるウクライナ侵略に鑑み、ウクライナ市民のみならず、ロシア市民も含めて、戦火にまみれている罪なき市民の皆さん元に一刻も早く平和で安寧な日々が戻

りますことを心より祈念いたします。また、政府には、ロシア政府に対して、国際秩序を踏みにじる侵略行為を即時停止するよう強力に働きかけることを求めます。

我が国固有の領土である北方四島を不法に占拠し続けているロシア政府です。返還するといっては頗るまじりを決め込み、今まで返還はあり得ないと強硬に主張するブーチン政権は、信頼に値しません。世界平和のためにも、このような霸權主義を掲げる政府による無謀な侵略行為を許してはなりません。岸田総理には、毅然とした態度で臨むことを強く求めます。

さて、我々日本維新の会は、日本大改革プランを掲げておきます。場当たり的な現状維持、微修正に終始するのではなく、真に活力のある明るい未来をもたらす、経済成長と格差解消を実現する大改革を主張しています。端的に言えば、現在の延長線上に解決策はありません。大胆に労働市場や労働環境を改善することで、国民の可処分所得を増やし、失われた三十年の負の遺産である格差社会をリセットする。そのために日本維新の会が提示するキーワードは、フレキシキュリティで

す。これは、フレキシビリティーとセキュリティーを合わせた造語であり、チャレンジのためのセー

ムを改定する法律案について、日本維新の会を代表して質問いたします。(拍手)

本法によれば、雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する池下卓君の質疑

この問題では、この法律案では見えてきません。確かに、機動性のある職業能力開発や職業紹介を実施することで、求職者の就労支援は強化されるでしょう。しかし、地域経済がそもそも活性化しなければ雇用は増えないため、地域格差はいつまでたっても解消されません。

地域経済創出という観点から、政府はどのように方策また仕組みを準備しているのでしょうか。これでは、法律を作るという唯一の立法機関の職責というのを果たすことができません。一括審議は、国会への不誠実であり、ひいては国民への不誠実にほかならないと感じております。

また、雇用の問題は、経済成長につながる重要な問題であり、岸田総理が標榜される新しい資本主義関連法案と併せて審議する方が、国民の皆様にも理解しやすいのではないかでしょうか。新しい資本主義の下で、どのような雇用が実現されるのかといふことも、しっかりと国民の皆様に示さるべきだと感じております。

本法案によると、雇用政策は、新しい資本主義の中でどのような意味を持つことになるのでしょうか。厚生労働大臣の御答弁を求めます。

社会が必要とするスキルは、日々新しいものになっています。過去事例を踏襲するだけの教育訓練では、すぐに陳腐化し、ニーズに合わなくなってしまいます。雇い止め等により教育訓練を受けられる時間が準備されたのであれば、この時間を本当に有効なものにしなければ、チャレンジ可能な社会になります。しかし、その一方、地域格差を縮小すると労働市場のニーズにマッチしたものである必要があります。ニーズにマッチして受講者のネクスト

県単位の協議会の仕組みを設ける規定を盛り込んでおります。

また、産業政策等と連携しながら雇用の創出などに取り組む地方公共団体を支援しており、引き続き、効果的な支援を実施してまいります。

次に、教育訓練支援給付金等についてお尋ねがござりました。

教育訓練支援給付金については、受給者の受講修了後の給与水準などについて一定の検証を行つた上で、労働政策審議会で議論されました。その

結果、コロナ禍からの経済の回復途上にあることにも踏まえ、三年間延長すべき、一方、教育訓練給付制度全般について、市場ニーズや労働条件向上の効果等の面から検証を行うべきとの意見がなされたところでありまして、更なる制度改善につなげべく、適切に対応してまいります。

また、教育訓練給付の対象講座については、デジタル化の進展などに対応するため、三年間で四千億円の人への投資施策パッケージにおいて、民間の企業や働く皆さんから広くアイデアを踏まえ、訓練内容の充実や受講しやすい環境の整備など、民間のニーズに即した支援を行つてまいりました。

旅行業や外食業においては、経済の回復に応じて再び人手不足感が高まることが見込まれるところでありまして、ハローワークにおいては、この間の労働力需給の構造的変化にも留意しつつ、人材確保を効果的に支援してまいります。

次に、求人メディアのマッチング機能についてお尋ねがありました。

海外の事業者であつても、求人企業や求職者が

日本国内にいるなど、募集情報等提供が日本国内で行われている場合には、職業安定法の適用があり、募集情報の的確な表示等の義務を果たしている場合に限り、募集情報の的確な表示等の義務を果たしていなければ、改正法に基づく届出事業者を利用しています。

海外事業者への指導監督には一定の限界もありますが、改正法に基づく届出事業者を利用していくたやすく、周知に取り組んでまいります。

また、事業者団体とも連携しながら、優良な事業者を周知する取組について検討してまいりました。

す。

次に、職業訓練に関する協議会についてお尋ねがありました。

今般法定化する協議会は、労使団体や教育訓練実施機関など関係者の参加の下、デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握、検証をしつかりと行い、訓練内容の改善を図るなどの役割を果たしてもらうことを考えております。

協議会の実施に当たっては、都道府県労働局が中心となって都道府県とも緊密に連携し、地域に求められる人材の育成のため、効果的な職業訓練の実現を図つてまいります。

最後に、ペーシックインカムの導入についてのお尋ねがありました。

御提案のペーシックインカムについては、我が国の社会保障制度は、病気等の人生における様々なリスクに対し、本人と事業者が保険料を拠出することで支える、社会保険方式を基本としています。こうした理念に照らせば、国が全ての個人に対し最低限の所得保障を無条件に与えるペーシックインカムについては、慎重な検討が必要である

と考えております。

このため、岸田政権では、より幅広い方々に安心していただけるよう、現実的な対応として、男女が希望どおり働く社会づくり、多様な働き方に対応したセーフティーネットが確保される労働者皆保険の実現、みんなが共に支え合う、持続的な社会保障制度の構築による若者世代の負担増の抑制などについて議論を進めております。(拍手)

○議長(細田博之君) 角田秀穂君。
〔角田秀穂君登壇〕
○角田秀穂君 公明党の角田秀穂です。
ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、公明党を代表して質問をさせていただきます。(拍手)

雇用保険制度は、失業や経済社会の変動に対して、働く方の生活と雇用を守るセーフティーネットとして極めて重要な役割を果たしております。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、我が国でも休業者数の急増など、雇用にも深刻な影響が及びました。

公明党は、感染症流行の初期から、現場の声を迅速に届けるため、政府に対する累次の申入れや国会での提案を行う中で、働く方々の暮らしを守るために、雇用保険制度の拡充についても積極的に推進を図つてきました。雇用調整助成金の大幅な拡充や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設、感染症の影響で離職を余儀なくされた方に対する基本手当の給付日数の延長など、危機に対応した施策を講じたことで、諸外国と比較しても失業率の上昇が極めて低い水準に抑

えられるなど、制度の拡充が大きな効果を發揮いたしました。経営者や働く方からは、手厚い雇用調整助成金や個人でも申請できる休業支援金のおかげで本当に助かったという声を数多く受け止めております。

コロナ禍の経験も生かし、雇用保険制度の将来にわたる安定的な運営基盤の確保と、雇用環境の急変に対しても迅速に対応できる仕組みを制度を改善していくことが最も重要です。

本法案では、雇用保険財政の安定を図るため、失業等給付に係る国庫負担について、雇用をめぐる情勢の急激な変化による財政の悪化に対して機動的に国庫から繰入れを可能とする制度を設けるとしております。

具体的には、前々年度の雇用情勢や財政状況が悪化している場合以外に、保険料率が本則以上若しくは翌年度に本則以上になる見込み又は積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合、新たな国庫繰入れ制度を発動できるとしていますが、これにより感染症の急拡大などに対して制度の趣旨に沿つた安定的な運営が担保されるようになるのか、繰入れが可能となる場合の具体的な要件、迅速な対応が求められる繰入れ制度発動までの手続について、厚生労働大臣の答弁を求めます。

雇用保険財政安定化のために、国庫負担と労使が負担する保険料のうち国庫負担については、国の厳しい財政状況から、原則的な負担割合の一〇%水準を維持した上で、失業等給付の保険料率を、令和四年十月以降、〇・二%から〇・六%に引き上げるとしております。

国庫負担については、雇用保険の保険事故である失業が政府の経済政策、雇用政策とも深く関わっていることから、新たな国庫負担の仕組みの実効性確保に努めることを求めることがあります。

その上で、令和四年度は年度途中の料率変更になることから、現場で混乱が生じないよう、事前の周知や相談など、年度更新の業務を委託している民間の事業者も含め、丁寧な対応が必要と考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

育児休業給付について、性別で見た育児休業を取得した割合は、女性が八割程度で推移している一方、男性の取得率は、近年、上昇傾向が見られるものの、いまだ一割台であり、取得期間も含め、依然として低い水準にとどまっています。

男性が子育てや家事に十分に関わっていないことが、女性の継続就労を困難にし、少子化の一因ともなっていると言われることに対し、今年十月からは、男性の育児休業取得を促す出生時育児休業がスタートしますが、男性の育児や家事への参加を促進していくためには、仕事と育児を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、企業に対する働きかけを積極的に進める必要があると考えます。

二〇二五年、男性の育休取得率三〇%の目標達成に向け、育児休業が取得しやすい環境整備について、厚生労働大臣の見解を伺います。

育児休業給付を含め、出産、子育てに対する支援は少子化対策の一環としての意味を持つことから考えて、働き方に左右されない制度が目指されるべきです。

個人事業主やフリーランスなど、雇用保険の対象とならない多様な働き方が増えている状況に対応するために、雇用保険の枠組みから独立した制度も視野に、出産、育児に対する経済的支援策を検討すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

厚生労働省の労働経済の分析によると、二〇一〇年から二〇一四年の企業の能力開発費の対GDP比は、アメリカの二%を始め、フランス、ドイツ、イギリスなど一%を超えていて、日本は〇・一%にとどまっています。

P比は、アメリカの二%を始め、フランス、ドイツ、イギリスなど一%を超えていて、日本は〇・一%にとどまっています。

コロナ禍による働き方や市場ニーズの変化に加え、デジタル化など社会経済の大きな変化に柔軟に対応していくためにも、人材育成のための教育訓練の重要性はますます高まると思われます。中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付について、弁護士や看護師など業務独占、名称独占資格取得のための講座が指定講座全体の六割以上を占めているのに対して、将来の成長が見込まれるIT、データ分野の講座の割合は三%程度という偏りの是正など、制度の趣旨が十分に生かされるよう改善を進める必要があると考えます。

教育訓練給付制度の充実に向けた取組について、厚生労働大臣の見解を伺います。

職業訓練について、グローバル化の進展など社会経済環境の変化に対応して、職業訓練の内容の拡充が求められています。厚生労働省は、地域で求められる人材育成は、地方創生、働き方改革とも密接に関連します。既に各地で設置されている地域働き方会議などとも有機的な連携が図られるべきと考えますが、協議会の構成メンバーはどのように考えているのか、また、協議会が担う役割としてどのようなことを期待しているのか、厚生労働大臣の見解を伺います。

求職者支援制度について、コロナ禍で、特に、再就職やスキルアップを強力に後押しすべきとの思いから、公明党は制度の拡充を訴えてきました。

昨年十二月に収入要件の緩和や対象者の拡大など特例措置が講じられたことにより、必要とする人が訓練を受けやすい環境整備が前進しました。

特例措置は今年度末までとされていますが、コロナ禍の深刻な影響がいまだに続いている現状に鑑み、令和四年度以降も継続することを求めます。あわせて、ハローワークの窓口等で制度の丁寧な周知に力を入れるとともに、利用者に対するアンケート等により、更に利用しやすい制度へと改善を図っていくことを求めたいと思いますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

誰もが生きがいを持つて活躍できる社会を実現するため、公明党は、これからも、国、地方を通じたネットワークを駆使して、庶民目線に立った改革の推進に全力で取り組んでいく決意を申し上げ、質問を終わります。

〔國務大臣後藤茂之君登壇〕

○國務大臣(後藤茂之君) 角田秀穂議員の御質問にお答えいたします。

新たな国庫総入制度の要件等についてお尋ねがありました。

今般の法案における新たな国庫総入れの要件は、失業等給付に係る保険料率が法律上の本則である千分の八である場合に加え、翌年度に保険料率が千分の八となる場合や、雇用情勢や雇用保険財政が急激に悪化した場合も対象となるよう政令で定める予定であり、これにより、失業者の増大等による財政リスクの発生などの際に、より機動的に国庫を投入できる仕組みとなります。

こうした仕組みを設けることで、雇用保険財政の安定的な運営を図ってまいります。

次に、保険料率の変更の周知についてお尋ねがありました。

年度途中での保険料率の変更に当たっては、労働政策審議会においても、使用者代表委員から、丁寧な周知等を求める御意見をいたしており、しっかりと対応する必要があると考えています。

厚生労働省としては、変更内容のお知らせや説明会の実施などにより、できる限り早期に事業主の皆様への周知が行き届くよう、あらゆる機会を通じた周知の徹底に努めてまいります。

また、保険料を納付いただぐ際の事務負担の軽減のため、申告に当たつて活用できる計算支援

ツールを作成し、ホームページで周知するとともに、都道府県労働局における丁寧な相談対応を行います。

次に、男性の育児休業取得促進についてお尋ねがありました。キャリア形成という点からも、また女性の就業継続や会づくりの観点からも、また女性の就業継続やキャリア形成という点からも重要です。

男性が育児を行うことは、子供を大切にする社会づくりの観点からも、また女性の就業継続やキャリア形成という点からも重要です。

男性の育児休業取得促進については、さきの通常国会で成立した改正育児・介護休業法において、子の出生直後の時期に、より柔軟に取得できることを確認する措置等の事業主への義務づけ等の内容が盛り込まれております。

本年四月からの同法の段階的な施行を通じて、男性の育児休業取得率に関する目標の達成に向け、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に努力を整えていくことが重要であると考えています。

政府としては、出産や子育てに係る経済的負担を軽減するため、児童手当の支給、三歳から五歳までの幼児教育、保育の無償化、妊婦に対する健診など、様々な支援を実施しているところであります。今後とも、こうした様々な支援策を組み合わ

せることにより、多様化する子育て家庭のニーズに応じた支援を進めてまいります。

次に、専門実践教育訓練給付の充実についてお尋ねがありました。

専門実践教育訓練給付の指定講座については、デジタル関連が少ないなど偏りが見られることがあります。(拍手)

度末まで設けています。

これらの特例措置については、本年一月の労働政策審議会で取りまとめられた報告の中で、令和四年度末まで延長すべきとされたことを踏まえて、現在、関係省令の改正等の手続を進めております。(拍手)

専門実践教育訓練給付の指定講座については、デジタル関連が少ないなど偏りが見られることがあります。(拍手)

失業等給付が支払われないという実態の対策のみをもつて雇用政策の責務と考えているのでしょうか。雇用情勢及び雇用保険法の財政状況が悪化している場合は本則と同じ二五%とする、機動的な対応が可能だといっていますが、その判断基準は基本手当の受給者が七十万人以上というものであり、近年では二〇〇九年度のリーマン・ショック時のみです。

この間、二〇〇七年の雇用保険部会報告書において、失業は、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであります。さらに、二〇一七年、二〇二〇年の衆参の厚労委員会の附帯決議でも、雇用保険の国庫負担については、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこととされています。当然のことながら、附帯決議は与党も賛成をされたものです。

失業等給付に係る国庫負担割合を現時点の二五%のまま維持することで、基盤整備を整えるべきであると考えます。積立金が一定額積み上がり、雇用保険制度の運用に財源的な問題がないときは、負担率を二・五%にしても運営上の問題はありませんが、少なくとも財政が危機的な現状で国庫負担の割合の原則を実事上の二・五%と大幅に引き下げることについては疑問です。

今回の決定に至った合理的かつ十分な説明とともに、見解を求めます。

国庫負担が減る一方で労使の負担が増えるのでは、共同事業というにはほど遠いと言わざるを得ません。コロナ禍で厳しい経済状況にある中、雇用保険料の負担増の影響に配慮し、保険料率の抑

制を図るべきと考えます。

今回の労使の保険料率の引上げについての考え方を伺います。

また、改正法案の国庫負担では、枯渇した積立金が十分な額に達することは難しく、雇用保険の給付縮小も懸念をされています。二〇〇〇年、二〇〇三年の法改正では、基本手当の日額、給付日数の水準が引き下げられ、現在も回復に至りません。

基本手当の支給水準はどのようにして決められているのか、また、現在の水準が適当と考える説明をされます。

改正法案では、失業等給付の国庫負担割合の見直しとともに、新たな国庫繰入れ制度を導入することとしています。しかし、国庫繰入れをするための一定の要件しか規定がないため、機動的、実効性が担保されず、雇用保険制度に支障を来すおそれがあります。

雇用保険部会で提言されたように、失業等給付や雇用調整助成金の支払いに支障が生ずるときなど、決算確定後の時点を問わずに、労働政策審議会の意見を聞き、必要な対応を可能とする運営体制を規定すべきと考えますが、見解を伺います。他方で、育児休業給付金の給付額も増加傾向にあり、二〇二〇年度では、受給者四十万人、支給金額六千四百億円以上に達しています。政府は育児・介護休業法を改正するなどして男女とも育休を取りやすい取組を進めている中、健全な保険財政の維持、確保のためには、国庫負担割合の見直しが必要と考えます。

現在の一・二五%をまず本則の一・二・五%に戻

した上で、これまで被保険者でないために給付の対象でなかつたフリーランスなどの個人事業主等も給付が受けられるよう、雇用保険によらない方

式の育児休業給付制度を検討することで、フリーランスなどで働く者の子ども・子育てを広く支援し、我が国の喫緊の課題である少子化対策を更に強く、強力に進めるべきであると考えます。政府

として、フリーランスの法的保護も重要な政策として掲げられていますが、見解を伺いまして、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣後藤茂之君)

○國務大臣(後藤茂之君) 田中健議員の御質問に

お答えいたします。

国庫負担割合の考え方についてお尋ねがありま

した。

雇用保険財政については、雇用情勢が良好に推

移してきたこと等から暫定的に雇用保険料及び国庫負担の引下げを行つてきましたが、コロナ禍の

対応により、極めて厳しい状況にあります。

このため、令和三年度補正予算において、一般会計からの約二兆二千億円の繰入れを実施し、ま

た、今般の法案において、保険料、国庫負担の両面から見直しを行つたところです。このうち、国

会計からの約二兆二千億円の繰入れを実施し、ま

た、今般の法案において、保険料、国庫負担の両

面から見直しを行つたところです。このうち、国

会計からの約二兆二千億円の繰入れを実施し、ま

官 報 (号 外)

第二条に規定するサイバーセキュリティを「いう」が害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事業(以下この号及び第二十五条第一号において「サイバー事業」という。)のうち次のいずれかに該当するもの(第十六条号及び第六十一条の三において「重大サイバー事業」という。)

- (1) 次に掲げる事務又は事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれのある事業
 - (i) 国又は地方公共団体の重要な情報の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務
 - (ii) 国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれがあるものに関する事業
 - (3) 国外に所在する者であつてサイバー事業を生じさせる不正な活動を行うものが関与する事業

第五条第四項中第二十六号を第二十七号とし、第十六条号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 重大サイバー事業に係る犯罪の捜査その

他の重大サイバー事業に対処するための警察の活動に関すること。

第十二条の二第一項中「第五条第四項第二十五条」を「第五条第四項第二十六号」に改める。

第十九条第一項中「情報通信局」を「サイバー警察局」に改める。

第二十一条中第二十七号を第三十号とし、第二十六号を第二十九号とし、第二十五号を第二十八号とし、第二十四号の次に次の三号を加える。

二十五 警察通信に関すること。

二十六 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。

二十七 所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

第二十五条を次のように改める。

(サイバー警察局の所掌事務)

第二十五条 サイバー警察局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

3 長官は、重大サイバー事業について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事業の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県道府県警察間の分担」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第六十四条第一項に規定する警察庁の警察官及び第六十一条の三第四項に規定する都道府県警察の警察官の当該職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 第六十四条第一項に規定する警察庁の警察官及び第六十一条の三第四項に規定する都道府県警察の警察官の当該職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一一部改正)

第二条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「給付の」を「前項の規定にかかる」を「第六十条第一項の規定による」に、「要求に基づき援助をおもむいた」を「援助の要求により派遣された」に、「基因する」を「起因する」に、「警察官の援助を要求した当該」を「援助の要求

第三十一条第二項中「所掌事務」の下に「(前条の規定により関東管区警察局が分掌する事務を除く。)」を加える。

第三十三条第一項中「第五条第四項第十九号及び第二十九号」を「第五条第四項第十九号及び第二十号」に改める。

第十九条第一項中「情報通信局」を「サイバー警察局」に改める。

第二十一条中第二十七号を第三十号とし、第二十六号を第二十九号とし、第二十五号を第二十八号とし、第二十四号の次に次の三号を加える。

二十五 警察通信に関すること。

二十六 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。

二十七 所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

第二十五条を次のように改める。

(サイバー警察局の所掌事務)

第二十五条 サイバー警察局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

府の所掌事務に重大サイバー事案に対処すると

めの警察の活動に関する事務等を追加すると

もに、警察庁が当該活動を行う場合における広

域組織犯罪等に対処するための措置に関する規

定を整備するほか、警察庁の組織について、サ

イバー警察局を設置する等の改正を行う本案

は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決

した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、令和四年度一般会計予算に二億二千七百万円が計上されている。

右報告する。

令和四年三月一日

内閣委員長 上野賛一郎

[別紙]

警察法の一部を改正する法律案に対する附
帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 重大サイバー事案に対処し、国民の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を守るために、万全の対策を講ずるとともに国民への適切な情報提供に取り組むこと。

二 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を行うに当たっては、プライバシーの権利、通信の秘密等の基本的人権を不适当に侵害しないようにす

ること。

三 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する

国民からの苦情申出に対しては真摯に対応す

ること。また、国家公安委員会に対する苦情申

出制度について、国民に十分周知すること。

四 重大サイバー事案の対象となる重要インフラ等については、具体的かつ明確に示すこと。

五 国境を越えた重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を効果的に行うため、諸外国及び国際機関との緊密な協力関係を構築するとともに、国際共同捜査に積極的に参画すること。

六 サイバー事案に適確に対処するため、警察庁及び都道府県警察において、高度専門人材を十分に確保するとともに、民間の技術や知見も活用すること。なお、民間の技術や知見の活用に当たっては、捜査情報等が漏えいすることのないよう情報管理を徹底すること。

七 サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の創設に当たっては、サイバー事案に係る犯罪に関する都道府県警察の捜査能力が低下することのないよう配慮するとともに、都道府県警察の捜査能力をさらに向上させるため、必要な措置を講ずること。

八 サイバー事案に係る犯罪を未然に防止するとともに被害を最小化するため、犯罪の手口及び対処技術について関係省庁、都道府県警察、事業者等との情報共有を行うこと。